中間前金払手続フロー図

≪発注者の手続≫　　≪受注者の手続≫

入札

↓

「部分払の対象となっている工事」の場合
※一般競争入札公告又は指名通知に記載あり

落札者の決定 → 中間前金払と部分払の選択届
＜管財契約課へ提出＞

「部分払の対象となっていない工事」の場合

↓

契約書作成

契約書とともに前金払申請書を管財契約課へ提出

契　約　締　結

↓

保証事業会社に前金払保証の申込み

↓

前金払請求書（契約金額の4割以内）
前金払保証証書の提出
＜工事担当課＞

受理 ←

(当初)前金払の支払
＜工事予算担当課＞

振込 →

受注者が指定する金融機関口座に入金される

ここから中間前金払手続　　※当初前金払が済んでいること

↓

認定請求書、工事履行報告書の提出
＜工事担当課へ提出＞

← 中間前金払の要件確認
＜工事担当課で確認＞

※中間前金払の要件
・工期の2分の1を経過していること
・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50％以上であること）
・既に当初の前金払が支出済であること

↓

認定の可否を決定し、
認定調書を発行
＜工事担当課＞

認定調書を発行 →

保証事業会社に中間前金払保証の申込み

↓

中間前金払請求書（契約金額の2割以内）、
中間前金払保証証書の提出
＜工事担当課＞

受理 ←

中間前金払の支払
＜工事予算担当課＞

振込 →

受注者が指定する金融機関口座に入金される